

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズは、ますます複雑多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3（2021）年5月に「障害者差別解消法」が改正され、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になること等を定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

令和4（2022）年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められました。

また、障がい者の地域生活の支援体制の充実や多様なニーズに対する支援、障がい者雇用の質の向上などを定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）についても改正され、令和6（2024）年4月に施行されます。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障がい者やその家族等に対しても支援が必要となっています。

この度、「武雄市障がい者計画」（平成30年度から令和5年度）及び「第6期武雄市障がい福祉計画・第2期武雄市障がい児福祉計画」（令和3年度から令和5年度）の計画期間が終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第2次武雄市障がい者計画」・「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

#### （障害者基本計画）

国の第5次障害者基本計画が、令和5（2023）年度から5年間を対象として策定されました。

基本理念として、障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとされています。

その理念実現に向け基本原則として、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉えた上で、障がい者の自立及

び社会参加の支援等のための施策①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調を総合的かつ計画的に実施するとされています。

## **2 計画の位置づけ**

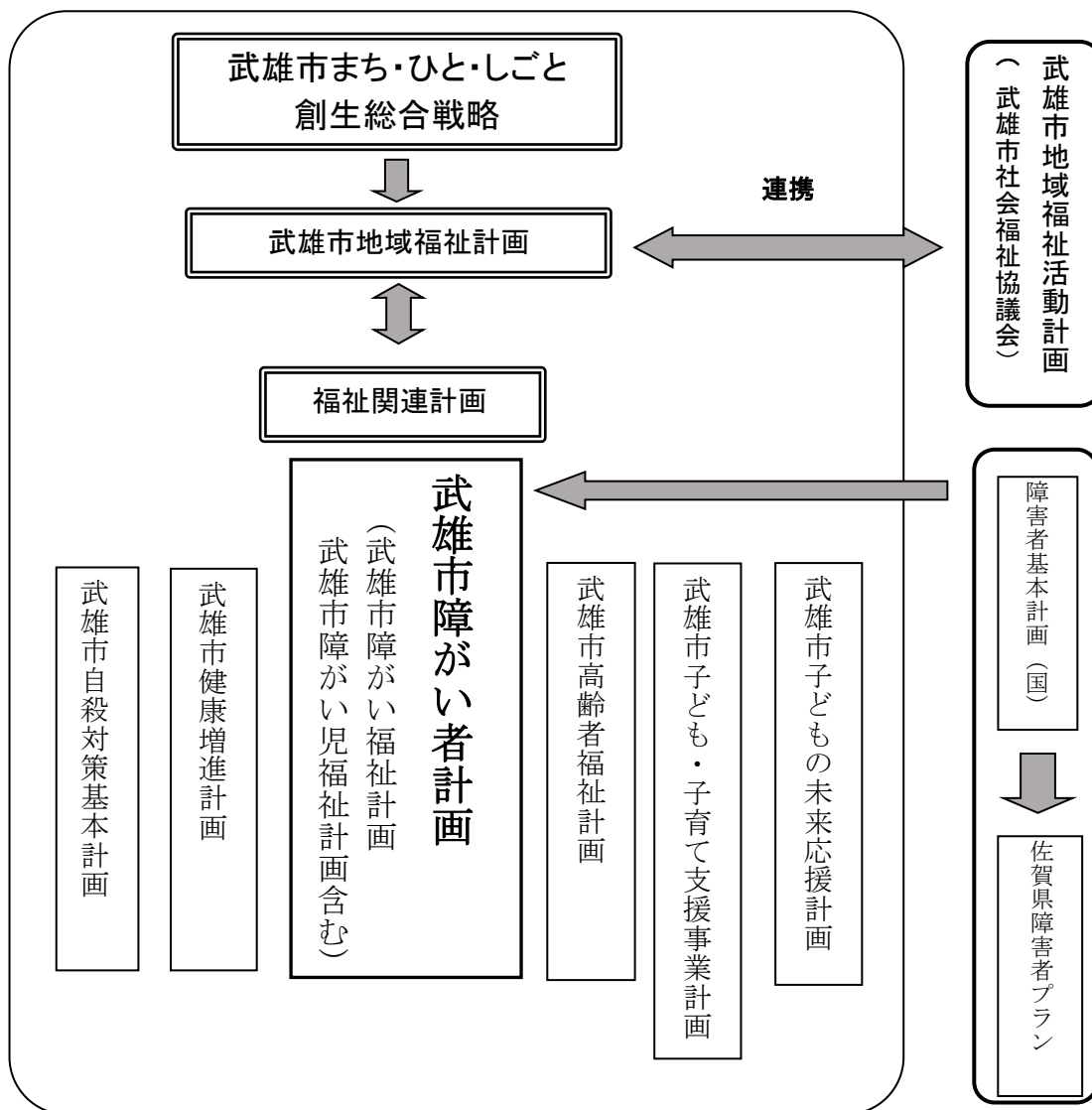
本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく「武雄市障がい者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「武雄市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「武雄市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

武雄市障がい者計画は、市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がい者を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

一方、武雄市障がい福祉計画及び武雄市障がい児福祉計画は、障がい者計画の中の「生活支援」に係る障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて3年を1期として策定する短期の計画です。

本計画は、国の「障害者基本計画」や「佐賀県障害者プラン」、また、上位計画である「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「武雄市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合を図っています。

障がい者等の自立及び社会参加の支援等における、武雄市が講ずる施策の基本的な計画として位置づけています。



### 3 取組の期間

障がい福祉の推進は、中長期的な視点から継続して取り組んでいく必要があるため、第2次障がい者計画の計画期間を令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画が始まる令和9年度の時点で、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため必要に応じ、本計画は見直すものとします。

	令和 西暦	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029
武雄市障がい者計画		第2次計画				第2次計画	
武雄市障がい福祉計画		第7期計画				第8期計画	
武雄市障がい児福祉計画		第3期計画				第4期計画	

計画見直し

#### **4 計画の策定体制**

本計画の策定にあたっては、障がい者の生活実態や障がい施策に対する要望や意見などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象としたアンケートを実施しました。

武雄市障がい者計画等策定委員会、武雄市障がい者計画等庁内検討委員会を設置し協議を重ね、パブリックコメントの実施により市民からの意見募集を行いました。